

第24期佐世保市農業委員会第26回総会議事録

1 開催日時 令和4年7月27日(水) 13時30分から16時15分

2 開催場所 市役所4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

なし

5 出席推進委員(13名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	古川 清志	相浦、九十九地区	富川 利光
宮地区	坂口 要	吉井地区	末永 広幸
三川内地区	迎 篤之	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦		

6 欠席推進委員

早岐地区	久野 利幸
大野地区	村田 司
中里地区	永田 富士夫
小佐々地区	松田 眞
鹿町地区	松田 庄二

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	松瀬 哲
事務局次長	小長 賢二
事務局係長	博多屋孝昭
事務局主査	藤 和弘
事務局主査	岩佐 隆志
事務局主査	岩崎 孝典
事務局主任主事	田中 豊
事務局主任主事	牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第259号議案	農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
第260号議案	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第261号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第262号議案	農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
第263号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第264号議案	農地改良等届について
第265号議案	非農地証明願について
第266号議案	非農地通知について
第267号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第268号議案	農用地利用集積計画（案）について
第269号議案	農用地利用配分計画（案）について
第270号議案	農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について
第271号議案	令和4年田畑売買価格等に関する調査について
第272号議案	令和4年度農地等利用最適化推進等に関する意見書（案）について

報告1	農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3	農地転用許可不要案件の受理について
報告4	裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告5	農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第26回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会 長 皆さま、こんにちは。大変暑い中、第26回総会にお集まりいただきありがとうございます。長崎県で2千人を超す第7波のコロナ感染が出ておりまして、以前なら農業委員のみの出席で総会をしていたところですが、他の農業委員会も全員出席で総会をしているようでございます。24期の任期もあと1年になりますが、気をつけながら総会を進めて、職務を全うしていきたいと思っております。今日も短時間で審議が終わりますようご協力をお願いします。また、9月の総会は、午前中研修が行われます。28日にしか日程が組めないということですが、皆さまのご協力を賜りたいと思っております。

以上、開会にあたりましての私からのご挨拶とさせていただきます。

副 会 長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事 務 局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日欠席委員はおられません。現に在任する委員19名のうち19名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、委員定足数には関係ございませんが、早岐地区の久野推進委員、大野地区の村田推進委員、中里地区の永田推進委員、小佐々地区の松田眞推進委員、鹿町地区の松田庄二推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副 会 長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、17番 松永信義委員、18番 内野正実委員、補充として19番 大宅和子委員をお願いいたします。

議 長 それでは早速、議事に入りたいと思っております。

第259号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第259号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請についてです。同一事業者の同一敷地内にて4条許可を必要とする箇所及び5条許可を必要とする箇所が存在するため、本議案で一括して説明をさせていただき、ご審議いただきたいと思っております。 それでは、議案の説明に入らせていただきます。

1番、吉井地区。申請者、借受人、貸渡人は記載の通りです。申請地所在は、吉井町福井で4条許可申請を行う農地が2筆、5条許可申請を行う農地1筆の計3筆です。地目は、登記畑、現況は畑です。面積は3筆合計で861.02㎡。転用目的は牛舎、堆肥舎の建設。5条許可の権利は、賃借権設定です。施設は牛舎木造ガルバリウム鋼板葺1棟、建築面積198.40㎡、堆肥舎木造ガルバリウム鋼板葺1棟、建築面積50㎡。議案の木造が余分に入っておりますので、この場を借りて修正をお願いいたします。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地です。

参考事項としまして、こちらは吉井町福井地区公民館から東に約700mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.3m、最低0.2m。

切土最高0.6m、最低0.3m。土留め工事をする。日照通風、建物高を加減、4.0m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水は堆肥化。生活雑排水は生じない。

添付書類は記載のとおりです。なお、4条申請部分については、相続未登記となっております。県の事務指針に基づき、転用について、法定相続人全ての同意書を添付した上で転用申請が出されております。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上ですが、関係する委員の方がおられます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 1番の案件は、それでは、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当委員は一時退席願ひます。

～委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。7月24日に末永推進委員と現地確認をしてまいりました。現地は牧草を作っているのですが、ここに牛舎、堆肥舎を建てる計画であります。牛舎、堆肥舎となりますと、一番心配されるのが排水の問題でございます。この場合は、全て施設内で処理するという事で確認をしてまいりました。施設外に排水が流出する恐れはないということで、この計画であれば、何ら問題ないと判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこの案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第259号議案は許可相当として県に進達いたします。委員は、入室願ひます。

～委員入室～

議 長 続きまして、第260号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第260号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明に入る前に、今回の申請案件に関連します。その他事務局報告事項として本日資料を

配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。お手元に配付しております「その他1 違反転用事案報告について」の資料をご覧ください。

～資料説明～

こちらについて、今回の申請で許可相当との県の判断があったことから、第260号議案の第4条許可申請の2番及び3番として上程されております。

それでは、議案の説明に戻ります。議案の2ページをお開きください。

1番、江上地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、江上町。地目は、登記畑、現況畑です。面積は568㎡。転用目的は農業用倉庫。施設は農業用倉庫1棟建築面積210㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは西海パールライン江上ICから北西に約780mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。日照通風、建物高を加減、7.0m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水はくみ取り。生活雑排水は手洗水程度を水路放流です。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

2番、三川内地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、三川内町の2筆。地目は、登記畑、現況雑種地です。面積は478㎡。転用目的は資材置場。施設は資材置場110㎡、通路138㎡、転回、作業場230㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは佐世保東部芳世苑から北東に約700mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。40年ほど前に工事は完了しており、今後の工事は発生しない。日照通風、建物の建設はないため、周辺農地に被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

3番、柚木地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、筒井町。地目は、登記田、現況宅地です。面積は819㎡。転用目的は農家住宅。施設は住宅1棟木造二階建て、建築面積229.05㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは柚木中学校から北に約680mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。昭和42年に建築済みであり、新たな造成等はない。日照通風、建物の高さを加減、7m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

以上ですが、1番の案件について、関係する委員の方がおられます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長

1番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江上地区。

2 番 2番北村です。7月25日に古川推進委員と事務局職員で現地を確認しました。申請者は、ミカン農家でミカンを栽培されていまして、倉庫はあるのですが、どうしても手狭になって機械等が入らないということで、自分の土地の自宅の下の土地に農業用倉庫を建てたいということでした。場所的には前が市道、後ろが自宅、進入路が自分の樹園地で周囲に影響することは、全くありませんので、問題ないと見てまいりました。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、1番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。1番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、1番の案件について、許可相当として県に進達いたします。

議 長 委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、2番、3番の案件について、審議いたします。2番三川内地区。

4 番 4番中里です。7月24日に迎推進委員と現地を確認しました。先ほど事務局から説明があったように、6月30日にも違反転用ということで見に行きましたが、改めて見に行きました。周りはほとんど申請者の土地で、何も問題ないと見てまいりました。よろしく願いします。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

迎 委員 三川内地区の迎です。6月30日並びに7月24日に事務局職員と中里委員で現地を見てまいりました。説明のとおり、周辺に支障を及ぼすことはなく、妥当であると思います。よろしく願いします。

議 長 それでは、3番柚木地区。

8 番 8番小川です。前に報告があったとおりですが、7月26日に宮崎推進委員と申請者立会いの下を確認してまいりました。昭和42年に農地法の許可を得ないまま住宅を建設されまして、父の死後、相続の手続きで田のままであることが判明し、違反状態を是正するため申請されています。よろしく願いいたします。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。7月26日に小川委員と申請者立会いの下を確認してまいりました。今、報告がありましたとおり、今からの建築ではなく、もうすでに建設されている議案です。追認許可相当と県が判断したということで、今後のためにも登記是正をするとのことでしたので、よろしくをお願いします。

議 長 それでは、2番、3番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

1 3 番 13番水口です。議案の内容ではないですが、3番の案件で、昭和42年頃ですから50年以上前ですが、当時建築許可申請が必要だったと思うのですが、その時に建築許可申請を受けて、地目の確認をしない時代だったのでしょうか。それが一つと、今現在も建築許可申請が必要ですが、地目確認はどうしているのかお尋ねいたします。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 事務局です。最初に、昭和42年に建築された際の建築確認の申請等について、佐世保市の都市計画、市街化区域と調整区域の線引きが行われたのが、昭和46年となっておりまして、それ以前の分に関しては都市計画法がない状態なので、建ってしまった後に建築確認申請が行われていたのだろうと推察しています。今現在、都市計画法が施行された以降は、事前に建築の申請を出さないといけないので、その際には地目の確認が行われて、農地であれば、農地法の許可が必要だと案内がっております。

 基本的には市街化調整区域の建物で、ちゃんと申請が出されたものには言われているはずですがけれども、どちらの許可も取らずに、勝手に建ててしまった場合は、昭和46年以降でも農地の状態で建築許可とか申請が出されてない状態があり得ます。基本的には農地に家を建てる場合は、転用の許可と都市計画法の建築許可申請を同時に出す必要があるとしておりますので、必ず両方行くように指導しておりまして、申請が行われる際には都市計画法の許可申請書の受付書が付いているか確認をして、転用を受け付けるようにしております。

議 長 よろしいでしょうか。他に何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。第260号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第260号議案については、許可相当として県に進達いたします。次に、第261号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第261号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。まず2番の案件につきまして、取下願が出ております。それを除いた4件についてご審議いただけたらと思っております。

1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町。地目は、登記畑、現況休耕。面積は465㎡です。転用目的は分家住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟、木造二階建て建築面積75.35㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。

参考事項としまして、こちらは針尾橋から北西に約450mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。日照通風、建物高を加減、7.4m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付してあります。都市計画法関係は分家住宅です。

3番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉福町。地目は、登記田、現況荒地。面積は491㎡です。転用目的は分家住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟、木造平家建て建築面積147.41㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。

参考事項としまして、こちらは三川内地区コミュニティセンターから北東に約1.5kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、現状のまま利用する。整地のみ行う。敷地にはブロック塀や排水設備を完備する。日照通風、建物高を加減5.35m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は分家住宅です。

4番、柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、柚木町。地目は、登記田、現況休耕。面積は498㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟、木造平家建て建築面積121.10㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。

参考事項としまして、こちらは柚木浄水場から南に約70mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。コンクリートブロックで周囲を囲むため、土砂流出の恐れはない。日照通風、建物高を加減、5.

6 m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付しております。都市計画法関係は分家住宅です。

5番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町直谷の2筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は2筆合計264㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造二階建て建築面積85.67㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。

参考事項としまして、こちらはMR潜竜ヶ滝駅から東に約900mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m。周囲にブロックを設け、土砂流出を防止する。日照通風、建物高を加減、8.4m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上ですが、1番の案件について、関係する委員の方がおられます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 1番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江上地区。

2番 2番北村です。7月25日に古川推進委員と事務局職員で現地を確認しました。家を建てるということですが、敷地が農地ということで、許可を取って家を建てられます。背後には親が住んでらっしゃるのですが、計画どおり家を建てていただければ、周りに農地はございませんし、影響はないと思います。問題はないと見てまいりました以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。委員が言われたとおりで特に問題はありません。以上です。

議長 それでは、1番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。1番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、1番の案件について、許可相当として県に進達いたします。

議 長 委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について、審議いたします。3番三川内地区。

4 番 4番中里です。7月24日に迎推進委員と申請者立会いの下、現地を見てまいりました。周りは家が建っていて、農地はほとんどない状態のところですか。別に問題はないと見てまいりました。よろしく願います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見を願います。

迎 委員 三川内地区の迎です。24日に見てまいりました。問題ないと見てまいりました。よろしく願います。

議 長 次に4番柚木地区。

8 番 8番小川です。7月26日に宮崎推進委員と譲渡人立会いの下、確認してまいりました。譲渡人と譲受人は親子でありまして、分家住宅を建てる予定とされているようです。よろしく願います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見を願います。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。この土地につきましては、農振除外の審議をいただいた所でして、今度分家住宅として許可申請が出されております。よろしく願います。

議 長 それでは、5番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。7月24日に末永推進委員と申請者立会いの下、現地を確認してまいりました。周辺については、大半が住宅化されておりまして、本人も特別高齢ではないですけれども、70歳を超えた方で、体力的にも元気がなくて数年前から水田耕作の意欲がなくなったということで、残った周辺の農地も荒れている状態です。そうしたことで、今回住宅用地として譲渡するということになりました。この土地が宅地化されても、用水とか排水とか日照とかについては、何ら悪影響を及ぼすようなことはないかと判断してまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。今、水口委員が言われましたように、周辺地域は住宅等が建っておりまして、所有者も農業意欲が全く見られないという状況での譲渡です。建物や水回りに関しては特に問題ないと判断しております。以上です。

議 長 それでは、3番、4番、5番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

1 5 番 1 5 番西尾です。5番の案件について、伺います。参考事項として、周囲にブロックを設け、土砂流出を防止するとありますが、ブロック塀なのか、ただブロックを置くだけなのかの説明をお願いします。

事 務 局 はい事務局です。今回の分につきましては、盛土最高50cmが行なわれまして、ブロック積みにより土砂流出を防ぐようになっております。

議 長 ほかに何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。3番、4番、5番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第261号議案については、許可相当として県に進達いたします。次に、第262号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第262号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

1番、世知原地区。当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。申請地については、当初計画は世知原町上野原の6筆。計画変更後は同3筆。当初の転用計画は事務所・宿舍・駐車場・資材置場他、板山トンネル工事に伴うヤードの造成。計画変更後の転用目的は事務所・駐車場・資材置場他。

変更の理由としましては、工期延長（令和元年10月28日から令和4年9月30日までが令和元年10月28日から令和4年12月28日に変更）に伴い、現場事務所・駐車場・資材置場の使用期間の延長を行うもの。なお、計画変更箇所以外については、当初計画通り復元を行う。耕作者は当初申請時あり、農振内農用地の一時転用です。

参考事項としまして、こちらは上野原バス停近くの位置にあります。被害防除計画の

内容としては、盛土最高0.5m。表土をはぎ取った分及び畦畔の高さ程度しか盛土しないため、土砂流出の恐れはない。日照通風、近傍農地がないため日照等の影響を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。

当初は令和元年10月25日許可、当初許可期間は、令和元年10月28日から令和4年9月30日、変更許可期間は令和元年10月28日から令和5年1月31日までとなっております。本計画変更承認申請については、当初許可の期間を延長する変更のため、新たな転用許可、この後の263号議案において、新たな転用許可申請が行われております。

2番、宇久地区。当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。申請地については、当初計画は宇久町平。計画変更後も変わりありません。当初の転用計画は仮設宿舍建設。計画変更後の転用目的も変わりありませんが、プレハブの仕様変更に伴いそれぞれ面積に変更が生じております。

変更の理由としましては、佐世保市都市整備部建築指導課の指導により、設計図及び配置図に変更が生じたため、市道との接続のために、階段の新設等を行う。となっております。耕作者なし、農振内農用地の一時転用です。

参考事項としまして、こちらは宇久小学校から西に約760mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高1.795m。階段については、調整の上半日又は1日通行止めを行い、掘削工事を行う。また土砂流出を防ぐため晴天時に作業を行う。階段以外は現状のまま利用する。建物下については砂利敷きを行い、通路部分については、鉄板敷きを行う。日照通風、建物高を加減、3m以下。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。佐世保市長の意見書添付予定としておりますが、添付されております。

当初は令和4年5月16日許可、当初許可期間は令和4年5月16日から令和7年5月15日となっております、変更ありません。本計画変更承認申請については当初申請と同一事業者による、計画の一部変更のため、新たな転用許可は必要としません。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番世知原地区。

1 4 番 14番田中です。7月24日に尾崎推進委員と現地を確認しました。令和元年から工事に入りまして、今年3月に貫通しましたが、現在内部の工事を行っております。工期延長ということで、今までどおり工事していただければ問題ないと思います。よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

尾崎委員 世知原地区の尾崎です。委員が言われたように特段問題はないと思います。よろしくお願いたします。

議 長 次に2番宇久地区。

1 5 番 15番西尾です。7月26日に畠中推進委員と変更される階段の取り付け場所等の確認を行ってきました。計画の変更だけなので、計画通りやってもらえれば、問題ありません。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

畠中委員 宇久地区の畠中です。今、西尾委員が言われたとおり、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 それでは、第262号議案について、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第262号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第262号議案については、許可相当として県に進達いたします。次に、第263号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第263号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明します。

1番、世知原地区。こちらが先ほどの262号議案において、計画変更承認申請が行われた1番の案件の期間延長に係る申請となります。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在、世知原町上野原の3筆。地目は、登記田、現況宅地及び雑種地。面積は3筆合計2,718㎡。転用目的は事務所・駐車場・資材置場他です。権利は賃借権設定です。期間は当初許可期間の令和4年9月30日までの期間を4か月延長して令和5年1月31日までとなっております。施設は、事務所1棟軽量鉄骨造2階建、延床面積468.92㎡、現場詰所軽量鉄骨造1階建、延床面積188.50㎡、駐車場18台、資材置場480㎡です。併用地ありで、敷地全体面積は2,803㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内農用地。

参考事項としまして、こちらは上野原バス停近くの位置になります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高0.5m。表土を剥ぎ取った分及び畦畔の高さ程度しか盛土しないため土砂流出の恐れはない。日照通風、近傍農地がないため日照等の影響のおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は合併浄化槽か

ら水路。

添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、仮置き場から表土を運搬し、農地を復元する。となっております。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番世知原地区。

1 4 番 14番田中です。7月24日に尾崎推進委員と現地を確認しました。工期延長ということですので、問題ありません。工事終了後は農地復元ということで確実にやってもらえればよいと思います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

尾崎委員 世知原地区の尾崎です。先ほど説明がありましたようにあくまで期間延長で内容に変更はありませんので、問題はないと思います。

議 長 それでは、第263号議案について、何かご意見等ございませんか。

9 番 9番牟田です。先の第262号議案で変更承認の許可を与えていますが、改めて一時転用の許可を取る必要があるのか教えてください。

事務局 事務局です。計画変更承認申請につきましては、元の計画をどう変えるか、変えていかを県に進達を行います。それと並行する形になりますが、元々予定していた期間のオーバーする部分については、許可がない状態なので改めて別途必要となります。一度にできればいいのですが、県の取り扱いとしては2つ同時並行でやってくださいということです。

9 番 9番牟田です。第262号議案では、変更許可期間を令和5年1月31日まで延ばしであるわけです。土地の変更についても一時転用と同じで、全く同じ内容を改めて取る必要があるのですか。そこまでしなければならぬのですか。

事務局 不要なのではないかと考えられる気持ちはよく分かります。私も同じように思うので毎回県に確認をしております。県も取り扱いの部分で、この場合だったらいる、この場合だったらいらないとケースバイケース判断してやっているようです。工事関係で期間が延びる場合についてはくださいとの取り扱いをしているようです。事業者さんには、県に確認した上で、手続きの内容を整理してから案内しています。できる限り一貫した、手間の少ないやり方を県に検討していただきたいと思っておりますので、働きかけていきたいと思ひます。

議 長 ほかに何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第263号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第263号議案については、許可相当として県に進達いたします。次に、第264号議案、農地改良等届について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第264号議案 農地改良届について、説明いたします。

1番、相浦、九十九地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は母ヶ浦町の1筆。地目は、登記田、現況田。農地面積1,996㎡、施工面積1,728㎡です。農地改良を必要とする理由は、畑として利用する為。

参考事項としまして、こちらは相浦地区コミュニティセンターから南東に約200mの位置にあります。作付計画は、野菜、トマト、ナスビ、他季節物。作付予定日は、令和4年8月20日。工事期間は、令和4年7月30日から令和4年8月15日。施工者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高2.0mとなっております。土の量は3,226.88㎡、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。7月25日に富川推進委員と現地を見てまいりました。届出人は、先月総会議事でコミュニティセンターの裏側の農地改良が出ていた方で、田んぼの作付けはされていません。畑として利用するという事で申請をされています。問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。今、伊賀崎委員が言われたとおり、問題ないと思います。周りは法人が飼料を作っている所です。道を挟んだ反対側に田んぼがあります。別に問題ありません。以上です。

議 長 第264号議案につきまして、何かご意見等ございませんか。

4 番 4 番中里です。農地面積と施工面積が違うのですが、なぜですか。

事務局 はい、事務局です。この面積部分だけを埋め立てるということで、3 mほど市道の方から空けて埋立てをするということで、実際の農地面積と施工面積の違いが出ているということです。

議長 ほかに何かご意見等ございませんか。

議長 ないようですので、採決に入ります。第264号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (なし)

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第264号議案については、受理することといたします。次に、第265号議案、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 第265号議案 非農地証明願について、説明いたします。

1 番、針尾地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は針尾中町の2筆。登記地目畑、現況宅地。面積合計176㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは成原バス停から南西に約50mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-3-7に該当します。

2 番、江上地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は指方町の2筆。登記地目畑、現況境内地。面積合計462㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらはポリテクセンター佐世保から西に約250mの位置にあり、農振外で、事由の②-1に該当します。

3 番、宇久地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は宇久町平の1筆。登記地目畑、現況宅地。面積3,031㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは宇久サンライズマリンパークサービスハウスから北へ約320mの位置にあり、農振内農用地で、事由の②-3-5に該当します。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1 番針尾地区。

1 番 1 番有馬です。7月24日に原推進委員と現地を見てまいりました。平成6年12月26日非農地証明書交付されておりますが、以前から宅地で、1か所は古い家を放置した状態で全く使われていません。手前は、木、竹がそのままの状態、願出人は市外に居住していて、現場にはほとんど行くことがないということです。近所の人にも確認し

ましたが、農地に戻ることはない、そのような状態でした。現状から非農地証明を出すしかないかなと判断いたしました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

原 委員 針尾地区の原です。今、有馬委員が言われたとおり、何ら問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、2番江上地区。

2 番 2番北村です。7月25日に古川推進委員と現地を見てまいりました。ここは、お寺で、一部駐車場だったり、お堂の中ということで、農地になることはありませんので、問題ないと思います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。今、北村委員が言われたとおりです。以上です。

議 長 それでは、3番宇久地区。

1 5 番 15番西尾です。7月26日に畠中推進委員と現地を確認に行きました。願出の理由の中にもありますように、令和2年4月に非農地通知を発出しておりました。その時に地目を変えていれば、今回の願出もいらなかったのですが、変更せずにそのまま自己施工で牛舎を建設しているようです。ただ現状、牛舎に堆肥舎が付属していないのが問題かなと思います。それと、農振内農用地でありますので、地目を変えるのであれば、農振除外が必要ではないかなと思いました。牛舎自体が課税対象になっているかも分かりません。建築申請もしなければならぬと思います。私も山林であったところに牛舎を建てていますが、建築申請を出して建てております。もし許可するのであれば、そういった条件を確認した上で許可をする必要があると思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

畠中委員 宇久地区の畠中です。今、西尾委員が言われたとおりですので、よろしくをお願いします。

議 長 それでは今、3地区から非農地証明願が出ていますが、宇久地区につきましては、地元の農業委員から慎重に審議をとりましたが、ほかに何かご意見はございませんか。宇久地区農業委員の意見についても、自分はこう思うとかございませんか。

3 番 3番阿波です。通常宅地の場合は、1,000㎡以下の要件があると思いますが、3,000㎡となると県の許可が建設時点でののかなと思います。非農地証明ではなく、転用の追認許可にならないのですか。どうでしょうか。

事務局 事務局です。通常であればということですが、ここにありませとおり、既に非農地通知を發出しているということで、農地から外れているので、言われている手続きは必要ありません。

15番 15番西尾です。非農地通知が出ていても山林を宅地にするのであれば、農振除外が必要ではないのか。

事務局 事務局です。農振内の農用地であっても農業施設用地はございますので、本来でしたら農振の農業施設用地に用途区分変更をするべきかとは思われますが、除外までは必要ない案件かと思われます。追って手続きされてもよいかと思いますので、事務局としては非農地証明願の受付をしています。以上です。

15番 15番西尾です。200㎡以上でも許可はおりませんか。

事務局 事務局です。200㎡以下は農地法の規定になります。非農地通知を發出したということは、農地法の規定から外れたとなります。發出したのが令和2年4月27日付ですので、それ以降になされた行為について、農地法で縛ることができません。

15番 15番西尾です。農振内農用地なので、山林であっても開発許可はいらぬのか。

事務局 事務局です。適用法が何になるかという整理になりますが、農地法での縛りができなとご説明しまして、委員が言われているのは農振法の縛りがあるのではないかということになります。農振法につきましては、市長の権限の部分になりますので、現在手続きが取られてないということに関して、転用の許可申請ではございませんので、手続きがなされてないことをもってして非農地証明の取り扱いをできないとはなりませんので、事務局としてはこれを議案に上程させていただいているということです。

15番 15番西尾です。この土地については、郷有地で地区の土地になります。共有者がほかに37名おられて、今まで土地を変えることができなかったわけです。宇久町農業委員会会長時代にこのような共有地について、名義が変えられない、何代も遡って名義変更ができないので、どうにかできないかと意見をずっと言ってきました。そして今やっと、現在の居住者で地縁団体を作れば、郷有地についても名義が変えられるようになりました。

ですから、本来であれば、非農地通知が出たときにそういったことをしたいと思えば、本人が地縁団体を地区で作ってもらって、地区の代表者名で地目の変更をしていけば間

題は起きなかったのです。私が不思議に思うのは、ほかの名義人がいるのに勝手に宅地に変えていいのか。例えば3,000㎡あるなら、38名分の1だからその土地だけについてできるとかはないのか。勝手に私達農業委員会が、証明を出したことで、後から民事的な問題に発展しないのかという懸念も考えられます。以上です。

議長 宇久の事情、郷有地の問題が議案には出ていないので、判断する資料となっていませんでした。3,000㎡はかなり広いが、非農地通知が出た時、ちゃんと処理をしておけばこういう問題は起きなかった。改めて非農地証明として出てきています。西尾委員が言われた郷有地とは分からなかったの、非農地通知を出した時点で、事務局としては農地から外しているわけです。法的に自動的に地目が変更されればいいのですが、実際は法務局に行かず変更していない人が多いと思います。

3,000㎡ですので、非農地通知当時かなり荒れていて、発出したのだと思います。その時地目を変えて、建築の許可を受けていけば問題なかったのだと思います。改めて非農地証明を出していることについてどう判断するか。同じようなのは、過去にも出ていて、今回であれば1番もそうです。非農地通知を出したところを改めて非農地証明が出るのが、かなりあります。3番は広い面積全て宅地にするとは考えられないが、皆さんはどう思われますか。代表者は、願出人ですか。

15番 15番西尾です。登記簿上の代表者は、この方ではない。証明を出すことはやぶさかではないが、後で問題が生じないのでしょうか。親ならいいが祖父の世代のものです。願出人は、38名中の1人の孫です。

議長 みなさんは、どう判断しますか。

6番 6番浦です。農業委員としては、議案によって審議しないといけないので、西尾委員が言われたことがはっきりしてから、議案に上げた方がいいのではないかと。ほかの農業委員は、西尾委員の情報を持たないわけですから、議案に記載していることで審議せざるを得なくなる。

議長 願出人は代表者でもないということですが、事務局がきちんとしてからがいいですか。

事務局 非農地通知は、代表者ほか何名で申出が出ていたようですが、非農地通知を出した時に、非農地通知を代表者が実際受け取っていたのかどうか。事務局としては、申出に基づき発出はしています。

議長 宇久の開発関係でたくさん申出が出ていましたが、その時の件のようです。農業委員会としては、農地でなくなったと判断せざるを得ない。

15番 15番西尾です。非農地通知を出した時に、申出をした方にどういう指導をしたのか。

非農地証明を出すにしても、本来の手続きをした上で出すよう指導すべきではないか。

事務局 事務局です。非農地通知は、建物を建てるだとか条件がないので、その農地が山林、原野であれば粛々と非農地にするというだけの話です。計画が何であろうと特別調査をすることはありません。以上です。

事務局 事務局から補足をさせていただきます。会長もおっしゃったように非農地通知の発出後、地目を変えていれば問題なかったのです。変わっていなかったので今回手続きをどうしたら良いかということで、非農地証明願に至っています。目的は登記所で地目変更をしたいわけなのです。共有者がいる場合でも地目変更は、1人の所有者から出てもできるとなっています。この場合は、郷有地で未相続でありますから、登記所がどう受け付けるのかは、登記所の判断です。こちらからとやかく言えませんが、おひとりの権利者から証明願があったということで、あれば証明を発行するのが事務処理としてはうまくいくのではないかとというのが事務局の判断になります。

転用であれば、諸々の判断が必要になりますが、今回につきましてはあくまで地目変更登記をなさる上での手続きですので、書類が必要だということでの請求になります。事務局としては、今後何をされるのかとか、建物がどうだとか中身までは把握はしていない、関知しないとなっています。ここを踏まえてご審議をいただければと思います。

議長 すっきりしませんが、非農地通知の再発行は、現在牛舎が建っているのでできなかったのですか。

事務局 事務局です。地目変更をなさるときに、非農地通知であれば、原野や山林になるのですが、今回牛舎が建ってしまっているのです、変更後の地目が宅地になるということで、原野、山林の証明を持って行っても通用しないということで今回の判断になっております。

15番 15番西尾です。分筆して牛舎が建っている部分のみ、例えば600㎡を宅地なら分かるが、3,000㎡宅地にしていいいのか。3,000㎡の中に用水がある。

3番 3番阿波です。以前も同様のケースで行政サービスとして出すと聞いています。非農地通知を出す場合と非農地証明を再度出す場合を分けて考えるのが良いと思います。非農地通知を出す場合、3,000㎡もあるので、ここまで踏まえて出したのかに戻ると思う。今回は出さざるを得ないのかもしれませんが、ここまでの経緯をもっと慎重にすべきだった。

15番 15番西尾です。実際は地目変更してもらいたいのです。非農地通知申出を出したのも地域で考えてしたことなので、それはそれでいいのです。ただ、手続きについてきちんと助言して欲しかった。今後も牛舎を建てようとしていると思います。法務局で認め

られればいいが、牛舎の部分しか宅地にならないかもしれないよとか、願出人に助言した上で、残りは農地以外にした後、今後の牛舎の建設に臨むよう指導して欲しいと思います。以上です。

議 長 ほかにご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第265号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第265号議案については、非農地証明を交付することといたします。

次に、第266号議案、非農地通知について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第266号議案非農地通知について説明いたします。今回の非農地通知案件は、190筆で面積が78,002.01㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。なお、59番から62番の案件について関係する委員がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 59番から62番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 59番から62番の案件について、何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。59番から62番の案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、59番から62番の案件については、非農地通知を発出することといたします。

議 長 委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 残りの案件について、何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第266号議案について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第266号議案については、非農地通知を発出することといたします。次に、第267号議案、農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第267号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

説明の前にすみません。1番の案件について、申請地所在の下の筆数が1になっております。2の間違いです。修正をお願いします。失礼いたしました。

1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町。地目は、登記畑、田、現況保全管理地。面積は5,943㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町。地目は、登記田、畑。現況田、樹園地。面積は24,367㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉岡町。地目は、登記畑、現況荒地。面積は396㎡。農振内白地。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江上地区。

2 番 2番北村です。問題ないと思います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。北村委員が言われたとおりです。

議 長 それでは、2番早岐地区。私の方から説明いたします。7月23日に久野委員と現場を見てまいりました。この方は、父が高齢で90歳くらい、息子が60歳くらい、孫も30歳くらいで3代続けて農業をされていて何ら問題はない。高齢のために息子に所有権の移転をするということです。全筆きれいに管理されていました。

議 長 それでは地区担当推進委員は欠席ですので、3番中里地区。

1 1 番 11番近藤です。7月26日に、永田推進委員が入院中なので、1人で見てまいりました。そこは、住宅の真ん中にありまして、自宅がすぐ横でして別に問題ないと見てまいりました。

議 長 第267号議案について何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第267号議案について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第267号議案については、許可することといたします。次に、第268号議案、農用地利用集積計画(案)について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第268号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定は、早岐地区1件、中里地区1件、江迎地区1件、鹿町地区2件の合計5件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。
以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 第268号議案について何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第268号議案について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第268号議案は、すべて承認されましたので(案)を削除願います。次に、第269号議案、農地利用配分計画(案)について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第269号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、柚木地区1件、中里地区1件の合計2件が計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。
以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 第269号議案について何かご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。第269号議案について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第269号議案は、承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。次に、第270号議案、農地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第270号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。
農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして宮地区1件、柚木地区1件、大野地区2件、中里地区3件、江迎地区3件の合計10件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。なお、9番10番の江迎地区の案件について、関係する委員がおられます。
以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 9番から10番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 9番から10番の案件について何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。9番から10番の案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、9番から10番の案件については、承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 残りの案件について何かご意見ございませんか。

議 長 ないようですので、採決に入ります。第270号議案について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第270号議案は、すべて承認されましたので(案)を削除願います。次に、第271号議案、令和4年 田畑売買価格等に関する調査について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第271号議案 令和4年 田畑売買価格等に関する調査について、ご説明いたします。

調査目的、調査方法等については記載のとおりです。毎年、全国農業会議所が県農業会議を通じて5月1日時点での田畑の売買価格の調査を行っております。議案内のカッコ書きにつきましては、昨年の報告額を記載しており、その上段が今回の案として記載をしております。農用地区域の田畑については、上昇、横ばい、下降の傾向と、その理由を選択するようになります。

調査の結果としましては、過去1年間の耕作目的での農地の売買件数が、佐世保市においては非常に少なく、また、その取引には様々な事情により価格が設定されており、本調査で求められている動向を把握するには十分と言えないため、基本的には横ばいの価格としての報告を考えています。横ばいとした理由は、田は米価などの農産物価格が低いため、畑は全体として農業の生産意欲が減退しているためとして回答を予定しております。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 第271号議案について何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第271号議案について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第271号議案については、調査結果を全国農業会議所へ報告いたします。次に、第272号議案、令和4年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(案)について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第272号議案、令和4年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(案)について、ご説明いたします前に、議案の差し替えをお願いいたします。

議案の29ページから32ページが差し替えで、アンダーライン部分を修正しております。では、説明に入らせていただきます。

4月に調査票をお配りし、委員の皆様から提出していただいたご意見を元に農政対策推進検討委員会での草案審議を経て、先月、6月の総会で素案をお示しいたしました意見書の最終案となります。6月の総会での素案提案後、市への意見書にも価格高騰対策について入れるべきとのご提案をいただきまして、案を修正いたしました。予め農政対策推進検討委員会所属の委員の皆様方にご承認をいただき、議案をお送りしていましたが、内容に不十分な点がありましたので、議案の一部を差し替えさせていただきました。差し替えのアンダーライン部分が修正部分です。

27ページをご覧ください。意見書の表紙です。次の28ページは佐世保市長に対する会長挨拶になっております。29ページからが意見書の本文となっております。本日お配りした差し替えの議案をごらんください。

(29ページから30ページまで読み上げ)

以上が、佐世保市に対する意見(案)です。

続きまして31ページは、国、県に対する意見(案)になります。内容的に佐世保市への意見と重複する部分もございますので、項目のみを読み上げさせていただきます。

- 1 担い手への農地の集積・集約化について
- 2 遊休農地の発生防止と解消対策について
- 3 新規参入の促進について
- 4 人・農地プランの実質化と実現について
- 5 その他

(1)資材価格の高騰対策

(2)スマート農業の普及推進

(3)国土調査(地籍調査)の早期完了

(4)農業用機械の更新

(5)水田活用の直接支払交付金の見直し

(6)最適化推進活動及び農地利用最適化交付金制度

以上が、国、県に対する意見（案）です。

本総会で承認となりましたら、市、県にそれぞれ意見書を提出いたします。市に対する意見書につきましては、市側と日程調整をいたしまして8月22日（月）11：00からの予定で市長へ提出予定です。出席は農政対策推進検討委員会の委員にお願いしたいと考えております。

また、国・県へ対する意見書につきましても、8月中旬に長崎県農業会議へ提出いたします。そして、県農業会議で集約された意見が長崎県、国の方へ上がっていくことになります。

以上、第272号議案に関しまして、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 第272号議案について何かご意見ございませんか。

6 番 6番浦です。生産資材の価格の高騰対策について、認定農業者の書類が各農家回ってきましたが、肥料が上がったから肥料に対する支援でなく、機械を導入した分の1/2の補助となっていました。

農機具を買わなくていい人は対象にならない書類でした。燃料代は高くなっておりますので、グレードの高い機械導入のみの補助だけではなく、燃料代の価格対策をしていただいたら、各農家潤うのではないかと思います。

議 長 確かにそうなっていました。国の補正で出た分に対する補助ではないかと思えます。燃料はなかったなので、今回燃料を追加したい。肥料や農薬については、何もありませんでした。大枠は承認されているが、使い道については、農政課がしておりますので、聞いておきます。

事 務 局 事務局です。6月の補正分につきましては、肥料と粗飼料についての補正のようでございます。まだ農政課でも決まっていない部分があるようで、正式にはお聞きしていません。

まだ公表ができる段階ではないように聞いています。以上です。

議 長 燃料は入っていないようですので、今回追加したいと思います。

事 務 局 事務局です。燃料については、まだ形になるのかはわかりませんが、農政課で検討していると伺っております。

議 長 来年以降のこともありますので、意見として入れておこうと思います。ほかに意見書についてご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第272号議案について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第272号議案については、承認されましたので、本意見書を佐世保市及び国、県に対して提出いたします。

では、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地転用許可不要案件の受理について

報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について

報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知について

議 長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【農地利用最適化交付金事業実施要綱の一部改正について】

【農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について】

【視察研修について】

【農業者年金パンフレットについて】

【農業委員・推進委員研修について】

【農地利用最適化推進業務等活動記録簿・報告書の様式について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第26回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。